

令和5年度 障がい者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及び市川市障がい者活躍推進計画に基づき、令和5年6月1日時点の障がい者任免状況について、以下のとおり公表します。

| | ① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 | ② 障がい者で ある職員数 | ③ 実雇用率 | (参考) 法定 雇用率 |
|-------|-------------------------------|---------------------|-----------|-------------------|
| 市長部局 | 2789.5 | 76.0 | 2.72% | 2.6% |
| 教育委員会 | 680.5 | 24.5 | 3.60% | 2.6% |

※ 障がいの種類別職員数については、障がい者の種類・程度の区分ごとの職員数が1桁で少なく、他の情報と照合し、又は各年の職員数を比較すること等により、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障がい者である職員数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとしてカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者、短時間勤務職員である精神障がい者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ③実雇用率=②/①×100（小数点以下第3位を四捨五入）